

羽幌町告示第5号

公募型指名競争入札公告

羽幌町が発注する下記工事について、公募型指名競争入札（以下「入札」という。）を執行するので、入札参加希望者を次のとおり公募する。

令和 8年2月12日

羽幌町長 森



記

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 焼尻小中学校改修工事
- (2) 工事場所 苫前郡羽幌町大字焼尻字豊崎 105 番地外
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から令和9年3月中旬まで（予定）
- (4) 工事概要 ・校舎（中学校棟）及び単独調理場屋根の張替工事
 ・給排水設備の改修（給水管、トイレ、給湯設備等）
 ・照明器具更新（普通教室、職員室、校長室、その他故障箇所）
 ・空調設備（普通教室、職員室、校長室、家庭科室）
- (5) そ の 他 この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

2 入札参加資格

入札参加希望者は、次の全ての要件を満たす事業者又は特定建設工事共同企業体であること。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建築一式工事の特定建設業の許可受け、北海道内に本店、支店又は営業所等を有し、令和7・8年度羽幌町競争入札参加資格受付名簿に登録されている者で構成すること。
- (2) 特定建設工事共同企業体の場合、構成員数は2社ないし3社とする。
- (3) 本工事に対応する技術者の配置について、構成員のうち1社が建設業法の許可業種に係る監理技術者を、特定建設工事共同企業体の場合、他の構成員が国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

- (4) 本工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が5年以上であること。
- (5) 特定建設工事共同企業体の最低出資比率は、2社の場合は30%以上とし、3社の場合は20%以上とする。なお、代表者の出資比率は構成員中、最大であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 本工事の入札執行日までの間、競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成25年羽幌町訓令第18号）第8条の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (9) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3 入札参加資格の確認の申請

(1) 申請書等

入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）※共同企業体以外不要

ウ 特定関係に関する調書

エ その他町長が必要とする書類

（上記ア、イ、ウは羽幌町ホームページからダウンロード可能）

(2) 受付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年2月24日（火）12時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出場所

〒078-4198 苫前郡羽幌町南町1番地の1
羽幌町役場 建設課管理係
電話 0164-68-7005（課直通）

(4) 提出方法

持参又は郵送による。（提出された申請書等は返却しない。）

4 入札参加者の指名

入札参加者は、申請者の中から羽幌町建設工事等指名委員会において選考し、その結果を別途書面により通知する。

5 その他

詳細は公募内容説明書による。